

平成 2 9 年 8 月 2 4 日
1 0 1 会 議 室

平成 2 9 年第 1 6 回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成29年第16回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成29年8月24日(木)

開会 午後 1時

閉会 午後 2時30分

2 場 所 101会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 松野 登 田中 健一

伊藤 憲春 佐伯 雅斗

署名委員 佐伯 雅斗

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 栗原 寛

教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 浅見 孝男

指導課長 小瀬 和彦

統括指導主事 金井 誠

教育支援課長 矢ノ口美穂

学校給食課長 南 彰彦

生涯学習推進センター長 五十嵐 誠

図書館長 土屋英眞子

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 安藤 悦宏

案 件

1 議案

- (1) 議案第15号 教育委員会の点検・評価について
- (2) 議案第16号 平成30年度使用立川市立小学校教科用図書採択について
- (3) 議案第17号 平成30年度使用立川市立中学校教科用図書採択について
- (4) 議案第18号 平成30年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書採択について
- (5) 議案第19号 平成30年度使用立川市立小学校使用教科用図書(特別の教科 道徳)採択について

2 協議

- (1) 学校事務の共同実施について
- (2) 立川市立小学校使用教科用図書(特別の教科 道徳)採択について

3 報告

- (1) 入学準備金の入学前支給について
- (2) 知的障害特別支援学級の新設について

4 その他

平成29年第16回立川市教育委員会定例会議事日程

平成29年8月24日

101会議室

1 議案

- (1) 議案第15号 教育委員会の点検・評価について
- (2) 議案第16号 平成30年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について
- (3) 議案第17号 平成30年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について
- (4) 議案第18号 平成30年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- (5) 議案第19号 平成30年度使用立川市立小学校使用教科用図書(特別の教科 道徳)の採択について

2 協議

- (1) 学校事務の共同実施について
- (2) 立川市立小学校使用教科用図書(特別の教科 道徳)の採択について

3 報告

- (1) 入学準備金の入学前支給について
- (2) 知的障害特別支援学級の新設について

4 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、平成29年第16回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に佐伯委員、お願いいたします。

○佐伯委員 はい。

○小町教育長 よろしくお願いいたします。

次に議事進行についてお諮りいたします。本日は、議案4件、協議2件、報告2件でございますが、2の協議(2)立川市立小学校使用教科用図書(特別の教科 道徳)の採択について、は本日の協議において、教育委員会としての意見がまとまり次第、本定例会において追加議案として提出させていただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 また、通常ですと議事進行は、お配りしました議事日程の順になりますが、先ほど申し上げた理由により、議事の順番を変更いたしまして、2、協議(2)立川市立小学校使用教科用図書(特別の教科 道徳)の採択について、を最初に行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 それでは、2、協議(2)立川市立小学校使用教科用図書(特別の教科 道徳)の採択について、は本定例会の最初にご協議いただき、教育委員会としての意見がまとまり次第、本日、本定例会において追加議案として提出させていただきます。

○小町教育長 次に、出席者の確認を行います。栗原教育部長、お願いいたします。

○栗原教育部長 本日の第16回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、金井統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎協 議

(2) 立川市立小学校使用教科用図書(特別の教科 道徳)の採択について

○小町教育長 それでは、2 協議(2)立川市立小学校使用教科用図書(特別の教科 道徳)の採択について、に入ります。

それぞれの委員が調査研究をした経過また成果等を踏まえまして、ご意見をいただきまして、教育委員会の権限と責任におきまして、協議を進めてまいりたいと思っております。

それでは、これより協議及び質疑に移ります。ご意見をお願いいたします。

はい、佐伯委員、お願いします。

○佐伯委員 私のほうから述べさせていただきます。

全ての教科書を熟読させていただきました。立川の子どもたちの授業風景を思い浮かべながら読ませていただきましたところ、内容は本当にすばらしいもので、個々の題材でいえば

どの教科書も全く甲乙つけ難いすばらしい教科書だなというふう感じております。ただ、例えば私のほうでは、内容ですとか、挿絵、それから子どもたちの使い勝手というようにところに焦点を当てまして読ませていただきました。

まず内容についてですが、新旧教材ですとか、新しい動向、いじめ問題、オリパラなど、新しいものをしっかりと取り入れてなされているか、人物や歴史、国、文化、自然、地域性、そういった多種多様な学びにつながる内容になっているかということ。それから、表記に関しては挿絵が現代の子どもに合わせて大変見やすい、マンガチックなものになったりとか、そういったものも増えてきているかなという印象を持ったのですが、どこまで子どもたちの興味を引き出せる、絵がおもしろくマンガチックになっているのがいいのかなという点も少し考慮させていただきました。

そういった観点から見ましたところ、私が思いますのは、東京書籍さんの内容、また学研さんの内容などが大変、立川の子どもたちの学びの中においてはバランスがとれているのかなというのが私の印象です。ただ最終的にその使い勝手という点におきまして、少し東京書籍さんのほうが利があるのかなというふうに私のほうでは捉えております。

私は、今回は東京書籍さんの教科書の採択を推薦したいと思っております。

○小町教育長 伊藤委員。

○伊藤委員 8者という大変多くの教科書が展示されている中で、立川の子どもたちにとって何が一番いいのであろうかということを考えながら精査をさせていただきました。それぞれに特徴があり、良い所、悪い所あります。一通り全部比較しながら、立川の子どもにとって、やはり東京書籍の教科書が一番私としては推薦できるのではないかなというふうに感じましたので、私は東京書籍さんの教科書を推薦したいと思います。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 前回もお話いたしました、道徳の授業というのは、子どもたちの様々な考え方を引き出していくような授業、そしてまた、初めはこうだったけれど、授業が終盤に入るとどのように変わってきたか、こういう学習の成果というものが得られるような、つまり先生方の指導力にかなり関わっている、そういう学習であるといっても言い過ぎではありません。ですから、今回の考えを深める、議論するという新たな特別の教科 道徳、この課題に応じていくには、教える先生の柔軟に対応できる主体的な指導力、このことが大変重要だと考えております。

授業そのものがどんどん動いていきますから、なかなか決められたようなレールではうまくいかないところがずいぶん多いんだろうと思います。ですから、授業は子どもたちの実態、反応によって先生の対応も変わっていくでしょう。様々な質問が出たり、比較させたり、そして板書も変わっていくでしょう。そういう点では、まして評価もそうですね。評価も、教える先生も子どもの実態に応じて自分の指導に照らしてきちんとつくっていただきたい、ということが私の一番の基本的な考え方であります。

この考え方に立って教科書を読ませていただきました。その採択の基準として私は極力、

発問の記載が少ないのがいい。そしてなおかつ学習の記録、評価ノート、これは指導と一体化するものでありますから、是非、先生方にやっていただきたい、というふうに思いました。

第2には、立川市の学校教育の指針は人権教育の推進と道徳教育の推進を訴えております。このことを踏まえて各学校が道徳の全体計画あるいは道徳の目標を定めて全教職員が推進していくわけであります。そういう点からしても、人権問題、いじめの問題に関わる教材がバランスよく配置されている、各教科とも関連して指導ができる、こういう教科書が望ましいというふうに思います。

第3の要件は、立川市の教科用図書選定検討委員会の調査報告、これをやはり参考にした。というのは、参加される検討委員の先生方は実際に立川の子どもたちの指導を通して各者の教科書を比較検討された。こういう資料を尊重したい。

第4に、教科用図書を見本展示に出されたアンケートも読ませていただき、参考といたしました。考え方にはいろいろな考え方、違いはあるのですが、皆様の新たな道徳の教科書への期待を受けとめさせていただきました。

このような点から考えていきますと、先ほどから出ておりますが、東京書籍の「新しい道徳」がいいかなと思います。その理由の第1、東京書籍は発問例を中心発問と振り返りにとどめております。しかも分冊がない。第2には、今までの教材、それから新たな教材のバランス、人権、いじめの問題、教材のバランスが良いというところ。各校の全体計画や他教科との関連でも活用ができそうだと思います。第3には、教科用図書選定検討委員会の調査報告からも、Aの内容の選択にある教材の新鮮度や多様性、Bの構成・分量にある発達段階への配慮、関連性、Dの使用上の便宜の全体の内容構成、このことから報告されている内容は、私は全く賛成、共感するものでありまして、以上が東京書籍の「新しい道徳」が良いという私の考えであります。

最後に、教科用図書の見本展示に出されたアンケートからですが、これが一つ気になったのです。道徳の授業35時間、どう利用していけばよいか、先生方は気になっている。この点からいきますと前回、指導課長からお伺いいたしましたが、学校では道徳教育の推進教師を中心としての取り組みを進めているわけであります。新たな道徳教科の始まりを機会に、全体計画をはじめとして指導の工夫、評価も含めて、学校全体で取り組んでいただけるように是非お願いしたいと思っています。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今3人の委員の方からご意見が出たわけですが、私も第15回定例会のときに申し上げましたこの立川市立小学校使用教科用図書（特別の教科 道徳）の採択にあたって、具体的には、東京都教育委員会が公開している平成30～31年度教科書調査研究資料から立川市内小学校で行われた平成26～28年度小学校道徳授業地区公開講座の資料まで12項目の資料を調査研究いたしました。8者それぞれとても工夫されていますが、その中でも立川の児童の実態や立川市立小学校での道徳ノートの活用状況等を考慮し、立川市の児童にあった教科書を選びました。私は8者の中で東京書籍株式会社「新しい道徳」がよいと判断いたしました。

これについて理由が5点ございます。

1点目は、資料の新鮮度では、これまでの教材と新しい教材のバランスが良いことと同時に、身近な生活の場面設定が多く、挿絵も工夫されており、かつ、児童の学習意欲を引き出す工夫が見られました。

2点目は、他教科との関連では、「つながる・広がる」を通して関連が分りやすく工夫されていました。また、「出会う・ふれ合う」では、児童自身が自己を振り返り、成長を実感できる内容の工夫がなされていました。

3点目は、内容の押さえ方では、情報モラルやいじめ問題では、具体的に「考え議論する道徳」として児童が考えやすいような工夫がしてありました。特に、いじめについて「いじめのない世界へ」では、各学年にメッセージがあり、教材との関連が図られていました。

4点目は、学習活動の多様性では、役割演技ができる教材や歌が掲載されていて多様な活動ができる教材として工夫されていました。

最後に、個人差及び地域差への配慮では、地域教材「タマゾン川」や「玉川上水」が掲載されていました。また、「学習のふり返し」では、長期休業日等、家庭との連携に生かせるよう工夫がされていました。

以上、5点の理由から、私は「東京書籍 新しい道徳」を推薦したいと考えています。

○小町教育長 私も述べさせていただきます。

今回、特別の教科 道徳を選定するにあたりましては、本市の実態に即して選ぶ必要があります。1つは、子どもたちの中に、いじめという話が出ましたけれども、人間関係がスムーズにいかないなどのつまづきが、どうしてもそのような現象が見られます。これは幼児期から始まってくるのではないかなと思っておりまして、今、幼保小連携ということで小学校段階というよりもその前から連携をとりまして、こういったところに対処しようということで今、取組を始めているところでございます。そういった背景の中、このいじめ問題に関しまして、人間関係をいかに子どもたちがスムーズに子どもたちの中で対処できる力を養うか、とても大事な部分かなと思ってますので、そういった取組がどのように取り上げられているかということが大きなポイントで見させていただきました。

2つ目のポイントは、新学習指導要領ということで、これからはそれぞれ主体的に対話的に学んでいかなければいけないということでございますので、そういった部分がしっかり教科書として配慮されているか、これは重要なポイントであるというふうに考えております。このような観点から8者、比較検討いたしました。

もう1つは、学校の授業を観させていただくと、どうしても2分冊という形ですと、子どもたちが、例えば何ページという指示をしたときに、スムーズにそのページが開けるというような状況が、同時に2つの教材があると、そのページを追うだけでかなり苦勞する子どもたちも出てくるのかなということがありますし、机の上の状況を見ると、なかなか使いこなすという意味では難しいと思います。

そういったことの観点から8者比較させていただきまして、私は東京書籍の教科書が良い

と考えています。

1 点目は、今申しあげましたユニット「いじめのない世界」が各学年に配置されておりました、いじめを、対応する授業ということで直接的教材と間接的教材をセットで扱って、クラスのその時々状況に合わせて授業展開ができる余地を残している、とても配慮された取り上げ方だと思っています。2 点目が、先ほど申しあげた道徳を、単に物語を読み解くということではなく、自分の考えを友達の考えと合わせながら自分の考えを深める、そのようなステップがしっかりと明示されておりまして、学び合う道徳を目指している、とても好感が持てたということでございます。それから、他の委員からご指摘がございました発問の量と質が、東京書籍さんの場合は、かなり精査されていたかなと思います。

そのような理由によりまして、私は立川市の子どもたちの道徳に関しましては、東京書籍さんの教科書を推したいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それでは、教育委員会の意見としては東京書籍という意見がまとまりましたので、本定例会において追加議案として提出させていただきたいと思っております。事務局は資料の準備をお願いします。

本議案につきましては、資料の準備ができ次第、議事日程の4その他のあとにお諮りしたいと思っております。

◎議 案

(1) 議案第15号 教育委員会の点検・評価について

○小町教育長 続きまして、議案(1)議案第15号、教育委員会の点検・評価について、を議題といたします。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは、議案第15号について、説明いたします。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価し、その内容を報告書としてまとめたものでございます。

点検・評価の対象は、平成28年度における教育委員会の6活動及び平成27年度を初年度とした教育委員会所管の4つの分野別個別計画である第2次学校教育振興基本計画、第5次生涯学習推進計画、第2次図書館基本計画及び第3次子ども読書活動推進計画に掲げられている施策から抽出した20施策となります。

点検・評価につきましては、教育委員会自らが点検を行うとともに、それぞれの専門分野の知見を有する学識経験者3名の方による外部評価も実施しております。

なお、全体の評価でございますが、教育委員会活動6項目のうちA評価が5、B評価が1つでございます。施策20項目のうちA評価が10、B評価が9、C評価が1つでございます。

C評価の1つは「体力の向上と健康づくりの促進」の2つのうちの1つ、「質の高い学校給食の提供」の施策であり、このC評価に至った理由につきましては、ご存知のとおり学校給食集団食中毒が発生したことによることが理由でございます。

なお、審議の経過でございますが、本年5月の第9回教育委員会定例会におきまして、評価に関する基本方針を定め、以降4回にわたり教育委員会のこの定例会で協議してまいりました。今後は、9月22日に開催される予定の市議会文教委員会でも報告する予定となっております。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 教育委員会の点検・評価については、3人の外部評価委員からいただいたコメントをもとに、改善工夫を図られますよう、お願いいたします。

○小町教育長 庄司教育総務課長。

○庄司教育総務課長 今いただいたご意見でございますけれども、外部評価委員のご意見、提言等踏まえて、精査しまして、各担当課において取り組めるものから進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 点検・評価に関しましてはこれまでいただいたご意見を反映させて最終版にさせていただきました。今後は、9月22日に文教委員会に報告をいたします。

お諮りいたします。議案第15号、教育委員会の点検・評価について、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第15号、教育委員会の点検・評価について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第16号 平成30年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について

○小町教育長 続きまして、議案(2)議案第16号、平成30年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、を議題といたします。

小瀬指導課長、説明をお願いいたします。

○小瀬指導課長 それでは、議案第16号、平成30年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、説明いたします。

教科用図書の採択につきましては、法令により前年度の8月31日までに採択を行うこととなっております。本案は、お手元の採択一覧により、平成30年度立川市立小学校で使用する教科

用図書の採択を提案するものでございます。

採択について検討いただく教科用図書につきましては、法令において同一の教科用図書を採択する期間が4年と定められており、小学校の教科用図書は同一のものを引き続き採択することとなっております。したがって、採択一覧にある9科目11種目の教科用図書は昨年度と同じものになります。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 この採択にあたっては教科書の無償措置法令第14条、この中で「同教科書を採択する」の根拠に基づいて、平成30年度使用立川市立小学校教科用図書の採択をお願いします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第16号、平成30年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第16号、平成30年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、は承認されました。

◎議 案

(3) 議案第17号 平成30年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について

○小町教育長 続きまして、議案(3)議案第17号、平成30年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、を議題といたします。

小瀬指導課長、説明をお願いいたします。

○小瀬指導課長 議案第17号、平成30年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、ご説明をさせていただきます。

本案は、お手元の採択一覧により、平成30年度立川市立中学校で使用する教科用図書の採択を提案するものでございます。

ご検討いただく中学校の教科用図書の採択につきましては、平成28年度から同一のものを引き続き採択することとなっておりますので、採択一覧にある9科目15種目の教科用図書は昨年度採択されたものと同じものとなっております。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 先ほど議案第 16 号のところで申し上げましたように、無償措置法令第 14 条、同一の教科書を採択するの根拠に基づいて、採択をお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第 17 号、平成 30 年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 17 号、平成 30 年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、は承認されました。

◎議 案

(4) 議案第 18 号 平成 30 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について

○小町教育長 続きまして、議案(4)議案第 18 号、平成 30 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。

小瀬指導課長、説明をお願いいたします。

○小瀬指導課長 続きまして、議案第 18 号、平成 30 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、ご説明をさせていただきます。

小中学校特別支援学級で特別な教育課程を編成している場合、学校教育法附則第 9 条及び同法施行規則の第 139 条の規定により、当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、適切な教科書を使用することができるとなっております。本案はお手元の採択一覧により、立川市立小中学校特別支援学級が平成 30 年度に教科用図書として使用する図書の採択を提案するものでございます。

採択一覧にある教科用図書につきましては、東京都教育委員会が調査研究したもの、また各学校が十分に調査研究を行い、適切な図書としているものでございます。その採択について、よろしくをお願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 小瀬指導課長から法令を説明していただいたわけですが、改めて法令に従いながら、平成 30 年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択をされるようお願いいたします。なお、児童・生徒の有効活用に資するとともに、教科用図書の教材研究を一段と深められるよう、各学校に指導をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 特別支援学級のこの第 9 条関係ですが、これ私いつも思うのですけれども、指導

計画、そういうものと一緒になって提案されると、よけいこの教科書の内容が分りやすいと思うのですが、なかなか難しい問題ですよね、いかがでしょうか。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 大変いいご提案をいただきました。次回から出していきたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 関連したことで1点申し上げたいのですが、せっかく児童生徒の実態に合わせた教科用図書が採択されたあとに、どういうふうに活用されたのか、その活用された成果はどういう成果がみられるか、課題として何があるのかを積み重ねて取り組んでいただきたい、そう思います。よろしく願いいたします。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 特別支援学級の授業研究については、どういう教材を使って、そしてどういう項目で行ったときに子どもたちにどういう成果があったのか、またどういう課題があったのかというところは研究を活発に行われているところでございます。その成果をもっともつと積み重ねていきたいと思っています。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第18号、平成30年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第18号、平成30年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について、は承認されました。

◎協 議

(1) 学校事務の共同実施について

○小町教育長 続きまして、2 協議 (1) 学校事務の共同実施について、に入ります。

庄司教育総務課長、説明をお願いします。

○庄司教育総務課長 それでは、学校事務の共同実施について、説明いたします。

本件につきましては、平成27年9月30日に開催されました平成27年第18回教育委員会定例会におきまして、学校事務の共同実施の検討についてということで既にご協議いただき、ご承認いただいている案件、その経過でございます。去年から教育委員会事務局内で学校事務共同実施等検討委員会及び同部会を設置し検討してまいりましたが、このたびその方向性がまとまりました。

このことにつきましては、平成27年度を初年度といたします第2次学校教育振興基本計画の基本方針の2、教育支援と教育環境の充実、その施策の5、学校運営の充実に学校事務の共同実施の推進という項目を掲げておりまして、これに基づいて検討を進めてきたところで

ざいます。

本日の資料につきましては、事務の現状、課題、課題の対応策、共同実施のメリット、検討委員会の概要、今後のスケジュール等を示しているものでございます。

①をご覧ください。学校の多忙化、これが1番でございます。ここでは勤務日1日あたりの副校長と一般教員のそれぞれの平均勤務時間と校務にあてている時間を示したものでございます。特に副校長の勤務時間が長く、さらに校務にあてている時間が非常に長い時間になっております。こういったことによりまして事故・トラブル発生の原因になりかねないような状況となっております。

②でございます。事務職員の配置でございます。共同実施というのは東京都の事務職員の共同実施という形がメインでございますが、小中学校にそれぞれ東京都の事務職員が1名、そして立川市の場合は市の嘱託の事務職員が小学校に1名、中学校に2名、そして小学校には臨時職員という形ではございますけれども、給食事務を担当する事務職員も配置しているところでございます。

この図で示しているとおおり、東京都の事務職員の年齢、配置数はグラフとおおりでございますが、非常にバラつきがあるような状況でございます。図の右側、年齢が高くなっております50代の後半部分の塊がございまして、30代以下の職員につきましては、それに比べて非常に少ないような状況でございます。このことによって、都全体のベテラン事務職員の補充が非常に難しいような状況となっております。このことによって事務のミスや漏れのチェックが非常に困難になってきています。

現状①の横に、課題①校務の効率化ということがございまして、その右側に、課題①の対応策 校務の効率化(例)としてございますが、事務の共同実施以外にもそれぞれ教育委員会事務局の各課で効率化を図るために行わなければならないことが幾つか挙げられます。その他校内事務のICT化や出退勤システムの導入等があります。そういったことの中で事務の共同実施を進めることによって、現状②の事務職員の配置、課題②の事務職員の組織体制の構築の改善にもつながると考えております。

課題②の対応策 事務の共同実施導入をご覧ください。この共同実施というのは、現在は各学校に都事務職員を配置して学校の事務等を行っています。それを一つの拠点校に都事務職員を集中して配置し、他の学校については連携校という形で学校事務を行ってまいります。職員を拠点校に集中配置することによって事務の効率化を図る、そして連携校とはもちろん連携を図っていくこととなります。また、都職員が学校から抜けてしまうということにならないように都費専務的非常勤職員を配置いたします。

このようなことを実施することによって、この資料の右側になりますが効果①、効果②ということでございます。校務の効率化を図ることによりミスが減り、校務の正確性が増す等の効果があります。また効果②として、現在1校に1人の職員配置ですと、OJTになかなかつながりづらいというようなことがあります。また相互のサポート関係も難しいこととなりますので、そういったことが可能となるわけでありまして、また、学校間での事務の不均一、

そういったものが是正され事務の質や量の不安定な状態が改善されます。また、複数の職員が事務を行いますので、チェック機能が向上する、そういった事務集中化によって事務の効率化が図られます。また、副校長の業務が非常に多忙化となっておりますので、副校長や教員の事務の一部をこの共同実施で行うことで、学校の事務量を少し減らしてということが可能ではないかということを考えています。

次に裏面の資料をご覧ください。

共同実施によるメリットにつきましては先ほど申し上げたとおりでございますけれども、東京都から、こういった形で運用した場合は、それを整備するように補助金制度がございます。先ほど申し上げたとおり平成 27 年度から検討委員会及び部会を開催しました。その検討結果は、中段右の 6 つの内容でございます。主な内容だけ申し上げますと、平成 30 年度当初から試行として、中央線以南の一中、三中、八中校区、つまり 9 つの小中学校を対象とし第一小学校に共同事務室を設置します。一小のコンピュータ室が空いている状況ですので、そちらに事務室を設置します。先ほど申し上げた整備予算でございますけれども、東京都の共同事務室整備補助金、これが 500 万円あります。これを活用していきます。

また※1 グループ分けの例でございますけれども、平成 30 年度から全ての学校を対象に共同実施をするということではなく、段階を踏まえた上で進めていきます。

※2 でございますけれども、事務室移管業務の例でございますが、これは今大雑把に考えられる業務でございますけれども、副校長の業務、教員の業務、それぞれ共同事務室への移管、学校事務室へ移管といったことでこのような事務を共同事務室へ移管することによって、まずは教員の多忙化を少しでも減らしていきたいということで考えています。

以上でございますが、平成 29 年度は、今後は試行実施までの課題として、マニュアルづくりや学校事務室のサポート体制などの構築を進めてまいりたいと思います。先ほど委員会、部会ということでお話ししましたが、さらに細かい作業ができる作業部会によってより具体的に進めていきます。このような全体の取組によりまして最終的には先生方が子どもと接する時間を確保し、児童生徒に対するきめ細かな教育、指導を実現する、このことは子どもたちの多様な可能性を引き出す教育環境が整い、未来の立川市を支えていく人材の育成にもつながると考えております。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質問をお願いいたします。

○松野委員 資料の効果にあります副校長・教員の校務の効率化や事務を集中させることによるミスの減少、校務の正確性が増すこと、組織化による O J T や相互サポート体制の構築、これをどのように続け、運営・経営していくのか、ここが重要です。事務局としてそうした構想は何かありますか。

○小町教育長 庄司教育総務課長。

○庄司教育総務課長 構想というご質問でしたが、まずこちらで進めているのは事務のマニユ

アル化です。校長・副校長のご意見を中心に何をどのくらい共同事務室で行うのか、また学校事務で行うのか等を検討委員会・部会において検討しています。また現在、副校長先生の事務、市事務職員と都事務職員の事務においては学校によって若干役割が異なります。そうしたところもなるべく均一化していきたいと考えております。より良い学校事務の実現、それにより副校長・教員の校務の効率化につなげていきたいと思っております。

○小町教育長 松野委員

○松野委員 学校事務の中で大変なのは、たとえば備品の管理だと思います。共同事務室で行うとすればどう行うのか、各学校がよくわかっているはずなのでそうしたところのマニュアル作りをしていただきたいと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 質問が1つ、提言が1つございます。

まず質問ですが、この学校事務の共同実施について、多摩地区で先行して実視している自治体があれば、その課題を教えてください。

次に提言です。学校事務の共同実施については、マニュアル作成の「案」の段階で拠点校・連携校に示して現場でのストレスがどこでどのように発生するのかを見極めるために、早めに管理職及び事務職に示してはどうかということでございます。そこでの意見等を活かすことがその後の改善につながり、持続可能な学校事務の共同実施につながるものと考えます。以上、検討をお願いいたします。

○小町教育長 庄司教育総務課長。

○庄司教育総務課長 ご質問いただきました先行事例及び課題についてお答えいたします。

近隣ですと、武蔵村山市、東村山市、清瀬市が既に共同化を行っています。まず課題につきまして、武蔵村山市に確認したところ、特に大きなものはないとのことでした。ただし立川市に置き換えるとその事例をそのままとはいきません。事務の種類が異なります。具体的には給食事務などです。先行市のマニュアルは参考にさせていただきますが、立川市にあったマニュアルをしっかりと作成していきたいと思っております。また例えば先ほど挙げた給食事務は現在、市の臨時職員が行っていますが、これを共同事務室に持っていったほうがよいか、学校に残したほうがよいか、先行市にはない事務ですので立川市にあった形で課題を解決し進めていきたいと思っております。

次にご提言いただきました内容についてですが、資料の裏面、検討委員会及び部会の構成メンバーを見ていただきますと分かりますように、検討の早い段階で校長先生・副校長先生・事務職員が参加し連携しております。今後もこのメンバーで課題を吸い上げ検討し、互いにご理解をいただきながら進めていきたいと考えております。

○小町教育長 田中委員

○田中委員 課題については様々あると思っておりますが、しっかり見極め、解決し進めていただけたらと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 先ほどからご説明を伺っていて、少し大丈夫かなと思って、今、田中委員の質問に対してのお答えでだいぶ解消されました。これなら大丈夫かなという気持ちはありますけれども、課題に対しては臨機応変に対応していただければと思います。よろしくお願いします。

○小町教育長 これは背景には先生方の多忙化ということがございまして、校務で時間がとられるのではなく、指導に時間がとれるようにするにはどうすればよいかというのが大きな課題です。そんな中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、この学校共同事務室が法律の中で明文化され、そういった追い風も受けまして、本市としては教育を充実するため、しっかりと現場の声を反映しながら進めてまいりたいと思います。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。協議(1)学校事務の共同実施について、は提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(1)学校事務の共同実施について、は承認されました。

◎報 告

(1) 入学準備金の入学前支給について

○小町教育長 続きまして、3 報告(1)入学準備金の入学前支給について、に入ります。

浅見学務課長、説明をお願いいたします。

○浅見学務課長 就学援助制度における入学準備金の入学前支給の実施について、ご報告いたします。

子どもの貧困対策の観点から、義務教育の就学を援助する就学援助制度の運用について、小中学校入学準備のためのいわゆる入学準備金の支給時期を、入学前に早めている自治体が全国的に増えてきております。立川市では、資料1 ページ2 のとおり、新入学学用品費という名称で4月1日付の準要保護認定者に対し8月下旬に支給を行っております。平成27年度から一部自治体が入学前に就学援助入学準備金の支給を開始しており、文部科学省においても、入学前に支給できるよう「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」を平成29年3月31日付で改正いたしました。文部科学省の動きをみて、全国的にも入学準備金の入学前支給の検討の実施がなされております。

資料1 ページ3 のとおり、平成29年7月1日現在の多摩26市においては、先行実施の2市を含め16市が平成29年度中に、小学校入学者または中学校入学者を対象に入学前支給を実施いたします。

本市といたしましても、子どもの学習環境を支援するために、平成29年度中に入学準備金

の入学前支給を実施したいと考えております。ただし、これに対応するため、就学援助システムの改修及びテスト期間等、解決すべき課題を整理した結果として、本市といたしましては、新中学校1年生の入学前支給から実施したい所存です。つきましては、平成30年3月上旬に新中学校1年生へ入学前支給を実施し、新小学校1年生への実施は平成30年度に実施したい所存でございます。

資料3ページの実施スケジュールをご覧ください。中学校の入学準備金は3月上旬に支給するための認定基準として、平成30年2月1日現在に立川市に住民登録がある準要保護認定を受けている現6年生の保護者となります。このため収入は前前年の収入で判定いたします。現在も実施しており、今後も3月上旬から申請を受け付ける新入学生用品費は、従来と同じく支給が8月下旬で認定が6月中旬のため、収入は前年のもので判定いたします。また、就学援助自体も従来の流れと同じで支給が8月下旬で認定が6月中旬のため、収入は前年のもので判定いたします。

この違いは、いずれも就学援助の判定は6月1日に確定する課税所得を基にするためです。よって、収入の増減がある場合は、入学準備金は支給対象となりますが就学援助の認定自体が不可の場合もありますし、逆に入学準備金の支給対象とならなくても、就学援助の認定は前年の収入が下がったために認められるというケースもあり得ます。

なお、前倒しの導入をしていくための予算対応につきましては、平成29年9月に補正予算でシステム変更と入学準備金の予算を計上し、平成30年度当初予算で新小学校1年生を対象としたシステム変更等の予算を計上してまいります。なお、補正予算が可決いたしましたら、文教委員会で報告するとともに、保護者へも丁寧に制度の周知をしてまいります。

以上で報告を終わります。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 私から質問が1点、あとは提言が1点ございます。

まず質問でございます。拝見いたしますと3の多摩26市の動向、この中で既に平成28年度に小・中実施が2市、平成29年度に小・中実施が14市、つまり多摩26市の中で既に16市が実施あるいは実施中だと思っておりますが、この中で認定にあたって、また支給にあたって、課題がもしあれば教えていただきたいと思っております。

提言でございます。小中学校共に、入学準備金と同様に新入学生用品費の支給を3月上旬にしてはどうかという事でございます。そのことによって、システム設計・改善・運用テストが同時に実施されれば、工事に係る金額の上でも緩和されるのではないかと考えています。また、保護者の方への配慮につながるものと考えています。よろしく願いいたします。

○小町教育長 浅見学務課長。

○浅見学務課長 まず、課題について、でございます。課題はいろいろありますが、そもそもこの就学援助制度自体は学校教育法第19条で国が定めている法律に基づく、児童生徒の教育

をしっかりとやっていくための支援という制度でございますが、実態といたしましては、全国各自治体によって取組が全く違います。例えば入学準備金の制度自体がそうですし、金額自体、これが一定の要綱の中で国としての基準を示しておりますが、実際には各自治体ともバラバラでございます。よって、まずは自治体によって取組状況、金額等、制度自体がバラバラというのが大きな課題の1つです。

さらに、入学準備金の入学前支給についての課題ということで申し上げますと、今、多摩26市の中で言われておりますのが転出入者の扱いをどうするかというのが各自治体によって考え方が違います。立川市の場合でも基準を2月1日にしております。2月1日に立川市に住民登録がある世帯、その2月1日に認定になった方が他市に転出したりとか、また転入してきたときに、どうするかというのが各自治体によって取組が違うというところが一番大きな課題だと認識しております。

2点目、ご提言をいただきました。ありがとうございます。入学準備金の入学前支給については、新たに要綱によって支払科目を、新たに名称をここで設定してお支払の準備をさせていただきます。従来は新入学学用品費という名称で入学する児童生徒に支援をしている制度でございますが、これを同様にしたらいかがかというご提言ですけれども、入学前に支給にする入学準備金自体は、課題として申し上げたとおり、立川市としては2月1日現在に住民登録がある世帯、さらに2月1日時点で準要保護の認定を受けている世帯と認定しておりますので、例えば3月に他市から転入してきた方、他市でこの制度を導入していないと、立川市に転入して来たらもう受付が終わってしまいましたとなると、よろしくないので、あくまでも2月1日現在、立川市に住民登録があつて準要保護を既に受けている方に前倒しで支給するという制度でございますので、引き続き、新入学学用品費という名称で3月から4月に申請を受ける方を対象に新入学学用品費の制度は残して、主として転入者または先ほどもご案内しましたとおり、たまたま前々年度の収入が多くて認定が受けられなかったけれども、いろいろな事情で収入が落ちて、前年収入が落ちて今度は受けられるようになりそうだという方も申請をしていただく可能性を残したいと考えております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 説明をいただいて状況を把握できました。ただ、各自治体の対応がそれぞれ違うと、そういう中で、立川市として課題を精査しながら、円滑のこの入学準備金の前倒しが進められるようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 入学前支給の配慮でありますので是非、可能な限り対応していただきたいと思えます。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 単純な質問ですけれども、準備金と学用品費というのは、支給額に関しては同額ですか。

○小町教育長 浅見学務課長。

- 浅見学務課長 名称は違いますが、額は同じでございます。
- 小町教育長 佐伯委員。
- 佐伯委員 これは申請制ですか。
- 小町教育長 浅見学務課長。
- 浅見学務課長 これはあくまでも申請制でございます。こちらから申請のない方に自動的に交付されることはございません。
- 小町教育長 佐伯委員。
- 佐伯委員 周知はどのような形で周知なさっているか、聞かせていただきたいと思います。
- 小町教育長 浅見学務課長。
- 浅見学務課長 9月議会におきまして補正予算を議会でご審議いただきます。議会におきまして補正予算が通りましたら、立川の小学校全ての6年生の保護者に就学援助制度、入学準備金の入学前支給に関するお知らせを学校を通して配布させていただくのが一つ、それから、広報、ホームページにも案内を載せていただいて周知に努めてまいります。
- 小町教育長 ほか、ございますか。
- 〔「ありません」との声あり〕
- 小町教育長 ないようでございますので、これで報告(1)入学準備金の入学前支給についての報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 知的障害特別支援学級の新設について

- 小町教育長 続きまして、報告(2)知的障害特別支援学級の新設について、に入ります。
矢ノ口教育支援課長、説明をお願いします。
- 矢ノ口教育支援課長 それでは教育支援課より、松中小学校に特別支援学級を新設する件につきまして、報告をいたします。
- 小学校の知的障害特別支援学級に在籍する児童数ですが、年々微増傾向にありまして、当面はこの傾向が続くものと見込んでおります。加えまして全市児童の約3分の1がこの第九小学校くわのみ学級の通学区域に居住をしているため、市内の6学級におきまして学級規模に格差が生じているというのが実態でございます。昨年、平成28年度から、くわのみ学級は5学級に増えておりまして、それに比例して教員や介助員も増えていることから、校外活動へは市内バスに乗りきれないなど学習上の課題も出ている状況です。
- そこでこの過密状態を早期に解消するため、新たに平成30年4月に松中小学校に知的障害特別支援学級を新設し、通学校区を分割することといたしました。本年6月には教育委員会内に検討組織を設置し、教室の整理や教具の購入、教育課程編成等の準備を進めるとともに、当該校に通学中の児童及び今後就学予定の児童の保護者に、情報提供を開始したところでございます。
- お手元の資料、裏面をご覧ください。

松中小学校内での予定しております特別支援学級の配置図でございます。当初、教育委員会では、校舎2階の特別支援教室キラリの空きスペースを転用することを想定しておりました。しかし、現場の検証を行う中で、隣り合う教室環境、また、児童の動線、トイレや水飲み場、非常口までの距離など、様々な観点から施設の検討を行った結果、当初予定の2階ではなく、1階の4教室を使用することになったものでございます。なお、予定場所としておりますこちらの教室は現在、週2回、放課後子ども教室を実施しているところでございます。キラリの空きスペースを今後は放課後子ども教室の方がお使いいただけるように2階のキラリの空きスペースの模様替えをしております。1階部分の工事でございますが、今回、9月議会にて補正の審議をお願いしております。

あわせて、お認めいただきますと、スケジュール等の詳細が決まり次第、当該校の保護者の方や地域の関係団体の方に説明の機会をつくっていかうと思っております。中でも第九小学校から松中小学校に転校を要する児童、またその保護者に対しましては、個別の相談会や見学会を設けるなど障害のある児童への理解促進や円滑な指導の開始を目指してまいろうと思っております。

また、より早い段階から、この松中小学校の特別支援学級に愛着や理解を深めていただくため、松中小の全教員が意見を出し合い、このたび学級の呼称について「まつのみ学級」と決定いただきました。松中の子どもであるということが分りやすい、また、「くわのみ」から移ってくる児童にとっても覚えやすい名称ということで、今後はこの「まつのみ学級」の新設について、ホームページや「たち」の紙面等でご紹介をしながら、理解を深めていただきたいと考えております。

教育支援課からの報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 グラフを見ると、くわのみは本当に大きくなったんですね。私はくわのみ学級へ行っているのも感心するのは教科指導ですね。これだけの子どもたちがいて、きちっと算数、国語やるんですね。教育課程のしっかりしたカリキュラム、学習状況でありますけれども、これがもしこんな多い人数でいるんだったら、まつのみへ移って、より一人ひとりがきめ細やかな指導が受けられるならば、そういう意味では自立に向けていい教育ができるだろうなと思います。是非、新設を目指して、なおかつ、このくわのみの良さを、教科教育の良さを、まつのみ学級で活かしていけるように、指導できる人材等の力も借りながら進めていただけるといいなと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 私から質問を1点、あと提言をさせていただきたいと思います。

まず質問でございます。平成30年度の4月1日から、仮称まつのみ学級が新設されるわけでございますけれども、その中で工事を含めてどのくらいの予算額を見込んでいらっしゃるの

か、それについてお尋ねしたいと思います。

2点、提言でございます。

1点目は、人事の件でございます。仮称「まつのみ学級」は、平成30年度新設に当たって、児童数17人で3学級の予定となっております。そのために教員配置は学級数プラス1名で、4人の教員でスタートになります。そこで、主任級の教員を1名配置することによって知的障害特別支援教育の充実が図られるものと考えています。

2点目は、工事にあって学校予算への配慮でございます。平成30年度は、キラリの拠点校が松中小学校から大山小学校へ設置されます。そこで現在、学校にありますパーテーション等の処分については学校予算だけでは不十分であると思われます。従って、例えば、教育支援課の予算等を計上したらどうかとの提言でございます。

○小町教育長 矢ノ口教育支援課長。

○矢ノ口教育支援課長 まず1点目のご質問の補正予算の規模でございます。今回この4教室につきましては、いずれも空調機の設備がございませんので、この空調機設置工事というのが非常に大きな規模になっております。また照明の増設やシャワーの設備についても改修可能な箇所がございますので、含めまして大よそ工事の規模は3,000万円を見込んでおります。これ以外に、ロッカー等を増設したり、また必要な教材・教具を購入したり消耗品費を整えたりということで、補正予算の規模は大よそ3,600万円の計上となっております。

ご提言いただきました中でまず1点目、人事の件でございます。なかなか私の立場、この時期から人事についてお約束をするのは難しい面もございますが、ただ、先ほど松野委員からもご意見いただきましたように、学級経営について十分な経験と力を持った先生が立ち上げを担っていただくというのは、私のみならず保護者の方から、また子ども自身のためにも、とても強いご要望であるところというふうに認識をしています。また、これまで、くわのみ学級で行ってきた指導のスタイルや生活のリズム、教室環境のレイアウトなども引き継がれていくことで子どもたちがより安心して学習に取り組めるのではないかと考えています。今後、指導課とも相談しながら、整えられればと考えているところでございます。

2点目のパーテーション等の処分でございます。委員のご心配されておりました特別支援教室の拠点校の整理でございますが、実はこの間、閉校しますこの拠点校の移設についても検討を進めていますが、思いのほかここで全校に向けてキラリの配置が進んでいくところですが、全市で児童数が大きく伸びています。校内に特別支援教室が設置されることで、より利用がしやすくなったということで児童数が非常に伸びておまして、松中小で今まで指導を受けておりました児童約26、7人いらっしゃるのですが、その児童の方たちが指導を受けにくくなるようなことを一方では懸念しています。そのために大山小には現在の松中小のグループを分割する形で大山小にも拠点を置き、松中小の拠点をそのまま存続することはできないか、このようなことは考えているところです。

当然ながら今回の工事に伴いまして廃材等は恐らく想定されてくるところです。また、放課後子ども教室の方が使いやすいように模様替えしている中での廃材等もあろうかと思っ

ていますので、現場と連携を取りながら処分に必要な予算は確保していこうと思っています。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 提言の1点目については、現段階では難しいと思いますが大きな課題と認識しております。適正な教員配置をお願い申し上げます。

提言の2点目については承知いたしました。様々な課題はあろうかと思いますが、一つ一つ丁寧に円滑に進めていただけるようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 学区内の人数ということだと思うんですが、予備調査を行われたようですが、保護者の声、どんなご意見があったのかお聞かせ願えればと思います。

○小町教育長 矢ノ口教育支援課長。

○矢ノ口教育支援課長 この17名の内訳でございますが、うち13名の方が現在のくわのみ学級の1年生から5年生に上がられる方13名、松中小と西砂小の校区にお住まいの方でございます。先ほど佐伯委員のほうから予備調査についてということでご質問いただきましたが、予備調査の結果で、現在の段階で明確に変更しますということでお答えいただいている方は、実は少数でございます。どういった教育環境になるのか、介助員は、先生方は引き継がれるのか、まだまだ不安がありますということは率直なお声をいただいているところです。

今後、個別の相談の機会や、また保護者の中からは松中小の運動会や学校行事なども是非見学できるような機会があると、より安心ですといったアイディアをいただいておりますので、2学期までの中で、そういった機会をつくりながら、お子さん方が安心して通えるように努めていきたいと思っています。

○小町教育長 佐伯委員。

○佐伯委員 保護者の方からも大変すばらしい教室だということで、簡単にご理解いただけない部分があるかと思いますが、ぜひ児童さんの気持ちも考えて丁寧に進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

これで報告(2)知的障害特別支援学級の新設について、報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 次に、その他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎議 案

(5) 議案第19号 平成30年度使用立川市立小学校使用教科用図書(特別の教科 道徳)の採択について

○小町教育長 では、議案第19号、平成30年度使用立川市立小学校使用教科用図書(特別の

教科 道徳) の採択について、を議題といたします。

小瀬指導課長、説明をお願いいたします。

○小瀬指導課長 先ほどは丁寧にご協議をいただき、ありがとうございました。

それでは、議案第 19 号、平成 30 年度使用立川市立小学校教科用図書 (特別の教科 道徳) の採択について、提案をさせていただきます。

科目は、特別の教科 道徳。種目、道徳。

発行者の番号、2。発行者、東京書籍株式会社。教科用図書の書名、新しい道徳。

記号・番号は、131 からでございます。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ご意見はないようでございます。

それでは、お諮りいたします。議案第 19 号、平成 30 年度使用立川市立小学校使用教科用図書 (特別の教科 道徳) の採択について、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号、平成 30 年度使用立川市立小学校使用教科用図書 (特別の教科 道徳) の採択について、は提案のとおり承認されました。

◎閉会の辞

○小町教育長 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

次回の日程を確認いたします。次回、平成 29 年第 17 回立川市教育委員会定例会は平成 29 年 9 月 15 日午後 1 時半から、208・209 会議室で開催いたします。

これをもちまして、平成 29 年第 16 回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後 2 時 30 分

署名委員

.....

教育長